

# 入居資格（単身者向）

申込書配布期間に、次の 1～6 のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 申込者が東京都内に継続して 3 年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で、(1)のほかに、申込書配布期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。  
ア 「永住者（特別永住者を含む。）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」  
イ ア以外の場合は、申込書配布期間において在留実績が継続して1年以上あること

## 2 配偶者がいないこと、かつ、単身で居住していること

配偶者（法律上の配偶者のほか内縁（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）及び婚約者を含む。）がいないこと、かつ、同居しようとする親族がいないこと。

原則として夫婦が別居する申込みや、申込書配布期間に親族と同居している方は申込みできません。ただし、次のいずれかにあてはまる場合に限り、同居している親族と別居する申込みができます。

ア 離婚予定の方で資格審査のときに離婚の成立を証明できること。ただし、現在の同居親族が配偶者だけの場合に限り。他の親族を含めて居住している方は申込みできません。

イ 同居親族のすべてが申込後から資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤や就職することにより申込者が単身となる場合で、資格審査のときにそのことが証明できること。

ウ 居住している住宅が狭い。（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。）

入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)
2人	29m <sup>2</sup> 未満	5人	56m <sup>2</sup> 未満
3人	39m <sup>2</sup> 未満	6人	66m <sup>2</sup> 未満
4人	50m <sup>2</sup> 未満	7人	76m <sup>2</sup> 未満

☆壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

☆住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

## 3 申込者が次の(1)～(6)のいずれかにあてはまること

- (1) 60歳以上の方
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方  
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者  
イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）  
ウ 知的障害者でイの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）の方  
※精神障害者及び知的障害者の方は、居住支援の状況を確認する場合があります。  
※身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。
- (3) 生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方
- (4) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できる方（都内居住が引き続き3年以下でも可）
- (5) ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
- (6) 配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまる方  
ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方  
イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方  
※「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。

## 4 所得が定められた基準内であること

申込者の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者 1 人につき 38 万円ずつ加算してください。

## 5 住宅に困っていること

申込者が、住宅または土地を所有している場合は申込みできません。（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含みます。）ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みことができます。

- ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、都営住宅入居後 2 か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できること。  
→資格審査のときに取りこわしの契約書等で確認します。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる。（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）  
→資格審査のときに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

## 6 入居者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号 に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。